JQA

校正・試験(検査)申込書

一般財団法人　日本品質保証機構　宛
別紙ご了承事項に同意し、下記のとおり申し込みます。

JQA使用欄 申込書ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ	JQA使用欄 供試品ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ

受付番号
JQA受付日　　年　　月　　日

申込者(請求先)			
フリガナ 会社名			
住所	〒		
所属		電話番号	
フリガナ ご担当者名	㊞	FAX番号	
		E-Mail	
機器及び依頼内容（複数台ある場合は以下の内容が記載されたリストをおつけください）		☐リストあり	☐リストなし
機器名及び数量			
型式		製造者名	
製造番号		管理番号	
校正周期	ヵ月	E-Mailでの次回校正案内をご希望の方は、「電話番号」「E-Mail」及び「校正周期」をご記入ください。 ※ご案内情報の正確性につきましては細心の注意を払っておりますが、その保証をするものではありません。	
付属品			
校正・試験(検査)内容 (項目・点数等)	☐前回証明書番号(　　)と同様　☐以下に記載　☐指定なし		

証明書等の発行書類		
☑ 和文証明書(校正料金に含む)		
宛名	☐前回証明書番号と同様　☐申込者と同様　☐以下に記載	
	会社名	
	住所	〒
☐ 英文証明書(有料)		
宛名	☐前回証明書番号と同様　☐以下に記載	
	会社名(英)	
	住所(英)	
☐ 副本(2通まで)(有料)　和文　　通、　英文　　通		
☐ ﾄﾚｰｻﾋﾞﾘﾃｨ体系図(有料)　和文　　通、　英文　　通		
☐ ﾄﾚｰｻﾋﾞﾘﾃｨ証明書(有料)　(ﾄﾚｰｻﾋﾞﾘﾃｨ体系図及び上位標準器の証明書写しを含む)　和文　　通、　英文　　通		

機器返却方法　(元払費用、保険費用は、校正・試験(検査)料金に加えてご請求させていただきます)				
☐引取	☐宅配元払	☐宅配着払	梱包数　　個口	保険が必要な場合の保険金額　　万円

通信欄　(証明書、機器、請求書等の送付先が申込者と異なる場合、見積書が必要な場合等、その他連絡事項をご記入ください)

●お申込内容を確認後、お引き受けできない場合がございます。
●終了予定日は、受付後お知らせいたします。

記入要領・注意点
当該申し込みに関しては、業務上委任を受けているご担当者の記名押印又は自署の上、お申し込みください。

返却日	引取者印	終了予定日

（別紙）

JQA　　校正・試験(検査)をお申込みされるお客様へ

終了予定日、料金等及び次の事項についてご検討の上、ご了承いただければ、供試品等をお持ち下さい。

（申込みについて）

1. 終了予定日及び見積書に記載する料金等は、標準工程に基づくものです。終了予定日とは、持込においては、引取可能日であり、輸送業者利用の場合は、当機構発送日といたします。輸送業者利用時は、精密機器運搬に耐えうる梱包をして下さい。ただし、無梱包輸送サービスを利用する場合は除きます。

（申込みの取消等）

2. お客様において、以下の事項の一つにでも該当する場合、当機構の判断でお申込みを受け付けないこと、また一旦受け付けたお申込みを取り消すことがあります。なお、原則として、一旦受け付けたお申込みを取り消す場合、料金につきましてはそれまでの実費を請求させていただきます。
   ① お申込みが、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
   ② お申込みが、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある組織・団体等からのお申込みに該当する場合。
   ③ お客様において、資産、信用状態が悪化しまたはその恐れがある場合。
   ④ 当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
   ⑤ その他お申込みについて当機構が不適切と判断した場合。

（申込内容の変更）

3. 申込書ご提出後、お客様においてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。この場合、料金、終了予定日等が変更となる場合があります。また、当機構が校正・試験・検査(以下「校正等」という)の目的を達成するために校正等内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、終了予定日等について改めて協議させていただきます。

（申込みの取り下げ）

4. お申込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。料金につきましては、それまでの実費を請求させていただきます。

（校正等に関する確認事項）

5. ① 当機構では、当機構が作成した要領書に基づき供試品の校正等を行います。当機構が作成した要領書に定める方法のうち、JISまたは国際規格等によって方法が定められている機器類については、その方法に準拠しております。
   ② 当機構に校正等要領書がなく、2項に該当しない場合は、お客様の依頼に基づく適用規格、条件及び方法で、当機構が校正等を実施いたします。
   ③ 校正等を行った項目の値は、当機構が供試品の校正等を行った時点の測定値を報告しております。なお、その測定値についてはJISまたは国際規格等に照らした合・否の判定を行っておりません。合・否の判定をご希望の場合には、お申込み時に適用する判定基準等をお知らせ下さい。

（証明書等）

6. ① 証明書等は、カラーコピー及び一部分のみを複製して利用することはできません。
   ② 校正証明書に記載される校正項目は、必ずしもJISまたは国際規格等に定める校正項目の全てを含むものではありません。
   ③ 証明書等に記載される環境条件が範囲で示されている場合は、校正等が行われた環境範囲を示しています。
   ④ 機器類に貼付されるラベル等は、別に発行された証明書等の項目についてのみ校正等が行われたことを意味し、その機器類が有する全ての機能について校正等が行われたことを意味しておりません。

（所在場所への立ち入り）

7. ① 出張校正等の場合は、当機構の職員がお客様の指定した場所に立ち入り、必要な校正等を実施いたします。
   ② 出張校正等を行う場合、当機構の職員が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保及び立ち入り禁止場所の指示を行っていただきますようお願いいたします。なお、専ら当機構の職員の不注意による場合を除き、当機構の職員が何らかの危害・損害を受けた場合には、当機構はお客様に対してそれにより当機構が被った損害の賠償を求めることがあります。

（免責事項）

8. ① 天災地変、その他不可抗力により、校正等業務の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当機構はその責を負わないものとします。
   ② 供試品等の輸送中に生じた損害については、当機構はその責を負わないものとします。なお、保険を掛ける場合の保険料は、お客様のご負担となります。

（支払方法）

9. 当機構は、校正等業務終了後、請求書を発行いたします。お客様は、請求書受領後、30日以内に現金または小切手を当機構窓口にてお支払いただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込み下さい。なお、銀行振込による手数料は、お客様のご負担となります。

（異議・苦情申し立て）

10. 校正等結果に関する異議または校正等業務に関する苦情は、文書により当機構にお申し出下さい。当機構において異議または苦情の内容を調査または審議し、当機構が必要であると判断した場合には、お客様に対し文書で回答させていただきます。

（機密保持）

11. 当機構は、校正等業務を遂行する上で知り得たお客様の業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、以下の場合には当機構の判断で第三者に開示することがございます。
   ① 当機構がISO/IEC17025等の審査を受ける際に認定機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合。
   ② 法令または官公署からの命令・要請等があった場合。

（個人情報の取扱い）

12. お客様の個人情報は、校正等の業務に係るご連絡、調整ならびに当機構が実施しております他の業務のご案内、市場調査及び各種情報の提供に限り利用させていただきます。

（その他）

13. 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた事項については、お客様と当機構で協議の上、解決にあたるものといたします。

JQA

申 込 者 名

頁 /

機器及び依頼内容リスト

受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		☐前回証明書番号( )と同様 ☐以下に記載 ☐指定なし
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
校正周期	カ月	ＪＱＡ使用欄

受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		☐前回証明書番号( )と同様 ☐以下に記載 ☐指定なし
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
校正周期	カ月	ＪＱＡ使用欄

受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		☐前回証明書番号( )と同様 ☐以下に記載 ☐指定なし
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
校正周期	カ月	ＪＱＡ使用欄

受付番号		校正・試験(検査)内容
機器名		☐前回証明書番号( )と同様 ☐以下に記載 ☐指定なし
型式		
製造番号		
管理番号		付属品
製造者名		
校正周期	カ月	ＪＱＡ使用欄